

各教育・保育給付認定保護者の皆様

学校法人栄光学園
栄光幼稚園

令和4年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、教育に要する費用は、本来、市から各教育・保育給付認定保護者に対して支給し、その費用を各教育・保育給付認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、市から各施設へ支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和4年度において、栄光幼稚園が法定代理受領した額は、別表の額となります。

別表

(単位 円)

年齢	4歳以上児	3歳児	満3歳児
認定区分	教育標準時間	教育標準時間	教育標準時間
4月	37,398	54,558	54,558
5月	38,898	56,058	56,058
6月	38,888	56,048	56,048
7月	36,858	54,018	54,018
8月	31,388	48,548	48,548
9月	35,558	52,718	104,388
10月	37,268	54,428	106,098
11月	39,048	56,208	56,208
12月	34,248	51,408	103,078
1月	36,478	53,638	105,308
2月	37,828	54,988	106,658
3月	35,898	53,058	104,728
合計	439,756	645,676	955,696

※上記の額は、あくまで実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。

また、上記は、月を通じて在籍した子どもに係る施設型給付費等の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、施設型給付費等の額を算出する必要があります。副食費が免除となる子どもについては、上記の月額につき、225円に1月あたりの給食実施日数を乗じて得た額を加算した額となります。